

○船橋市防災会議条例

昭和 39 年 6 月 17 日
条例第 32 号

船橋市防災会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、船橋市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

(平 12 条例 1・一部改正)

(会長及び委員)

第 2 条 防災会議は、会長及び委員 40 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

(3) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(5) 市長が部内の職員のうちから指名する者

(6) 市の教育長

(7) 市の消防局長及び消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(9) その他市長が必要と認めた者

6 前項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(昭 46 条例 29・昭 48 条例 41・平 9 条例 1・一部改正)

(所掌事務)

第 3 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

(2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県 of 職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年 3 月 31 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 9 月 29 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。